

議案第 50 号

市川市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

市川市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 13 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

市川市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 43 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方財政法」を「、地方財政法」に、「に基づき財政調整基金」を「の規定に基づき、市川市財政調整基金」に改める。

第 7 条中「を除くほか」を「のほか」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に、「予算の定めるところにより」を「、一般会計歳入歳出予算に計上して」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「うめる」を「埋める」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「必要ある」を「必要がある」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とする。

第 2 条中「基金」を「前条に定めるもののほか、基金」に、「予算」を「一般会計歳入歳出予算」に改め、同条を第 3 条とする。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(歳計剰余金の編入)

第2条 各年度において一般会計の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち2分の1を下らない範囲内で市長が定める金額を翌年度に繰り越さないで基金に編入するものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

理 由

財政規律の一層の確保を図るため、一般会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金の2分の1を下らない金額を翌年度に繰り越さずに財政調整基金に直接編入することとするほか、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。